醸造用ぶどう病害虫防除暦(水稲育苗ハウス栽培用)

JA庄内たがわ ※令和5年12月1日時点の登録内容にて作成

回数	防除時期	対象病害虫	薬剤名	倍率(100)	(消当り薬量)	収穫前日数	回数	10a 散布量	摘要
特①	萌芽前 (4月上中 旬)	黒とう病 晩腐病	ベンレート水和剤	500倍	200 g	休眠期	10	250ki	①前年の房の取残し部分、巻ひげ及び結果母枝の枯死部分等の除去は晩腐病防除に重要であるため徹底する。 ②樹全体を洗うように枝の先端まで丁寧に散布する。 ③ブドウサビダニ、褐斑病の発生が多い園では必ず散布する。 ④薬液を調製する際は、ベンレート水和剤、石灰硫黄合剤の順に入れる。
		越冬病害虫 (サビダニ類)	石灰硫黄合剤	10倍	水90 狀 10 狀	発芽前	_		
特②	展葉期 (5月上旬)	フタテンヒメヨコバイ ブドウスカシバ	サイアノックス水和剤	1,000倍	100 g	21日前まで	2回以内	250¦ii	
1	展葉5~7枚頃 (5月中下旬)	べと病、黒とう病 晩腐病、灰色かび病	テーク水和剤	1,000倍	100 g	45日前まで	2回以内	300¦%	
		アザミウマ類 フタテンヒメヨコバイ コガネムシ類成虫	モスピラン顆粒水溶剤(劇)	2,000倍	50 g	14日前まで	3回以内		
2	開花直前 (6月上旬)	灰色かび病 うどんこ病 晩腐病 褐斑病	フルーツセイバー	1,500倍	66 g	7日前まで	3回以内	300 ki	灰色かび病の発生が多い園では必ず散布すること。
3	落花直後 〜幼果期 (6月中旬)	黒とう病 灰色かび病 うどんこ病	インダーフロアプル	8,000倍	12 ml	30日前まで	3回以内	300%	満開時の散布は避ける。
		アザミウマ類 コガネムシ類 ハダニ類	アーテントフロアスル	2,000倍	50 ml	前日まで	4回以内		
特別	7月上旬	うどんこ病、晩腐病 褐斑病、黒とう病 灰色かび病	オンリーワンフロアブル	2,000倍	50 ml	前日まで	3回以内	300 Ki	①前年に灰色かび病が発生した園では必ず散布する。 ②オンリーワンフロアブルは貯蔵中に分離することがあるので、 使用に際しては容器をよく振る。
4	7月下旬	べと病、晩腐病 黒とう病、褐斑病	ホライズンドライフロアブル	2,500倍	40 g	21日前まで	3回以内	300 ki	①晩腐病の発病果は二次感染防止のため、この回以降見つけしだい 摘み取り処分する。 ②昨年べと病がでた圃場では、ホライズンドライフロアブルに代え ICボルドー66D 50倍を散布してもよい。
		フタテンヒメヨコバイ チャノキイロアザミウマ コガネムシ類	アグロスリン水和剤 劇	2,000倍	50 g	21日前まで	5回以内		③ICボルドー66Dは散布直後に降雨があると薬害が発生しやすいので注意する。 ④高温時の散布では、葉及び新梢にボルドー液特有の銅による薬害が発生する場合があるので注意する。 ⑤ボルドー液は散布中に分離しないように攪拌する。
5	8月下旬	うどんこ病 灰色かび病 黒とう病	オーシャインフロアブル	2,000倍	50 ml	7日前まで	2回以内	-300 ki	①セイベル9110は収穫開始時期を考慮し、各薬剤の収穫前日数を 厳守する。 ②べと病の発生が多い園では、ICボルドー66D 50倍を単用散布し
		アザミウマ類 コガネムシ類 ハダニ類	アーテントフロアスル	2,000倍	50 ml	前日まで	4回以内		でもよい。 ③オーシャインフロアブルは、周辺の作物にかかると薬害を生じる 恐れがあるので、かからないように十分注意して散布する。
特別	9月中下旬	うどんこ病、晩腐病 褐斑病、黒とう病 灰色かび病	オンリーワンフロアフル	2,000倍	50 ml	前日まで	3回以内	300 ki	①前年に灰色かび病が発生した園では必ず散布する。 ②オンリーワンフロアブルは貯蔵中に分離することがあるので、 使用に際しては容器をよく振る。
特別	収穫後 (10月)	晩腐病、褐斑病 灰色かび病、べと病	オーソサイド水和剤80	800倍	125 g	30日前まで	3回以内	300%	収穫後遅れないよう散布する。
		アブラムシ類	スミチオン乳剤	1,000倍	100 ml	90日前まで	2回以内		
特別	休眠期	ブドウトラカミキリ	トラサイドA乳剤	300倍	333 ml	発芽前 (休眠期)	2回以 内	250 ^k %	①薬剤散布前に粗皮削りを徹底する。 ②キクイムシ類は樹勢が弱ると発生が多くなるので注意する。 ③剪定枝の太い切り口にはトップジンMペーストを原液塗布する (剪定整枝時、3回)。

ラベルを必ず確認し、登録内容(倍率、収穫前日数、回数など)を遵守してください!また器具の洗浄は十分に行ってください。 暦にない薬剤を使う場合は必ず指導員に相談してください。

住宅地における農薬使用について

農薬使用者は住宅地において農薬の飛散防止措置を講ずるよう努めなければならないと規定されています。これを受けて、公共施設・住宅地に近接する場所における病害虫の 防除については極力、農薬散布以外の方法をとること。ただし、やむを得ず農薬を使用しなければならない場合は注意事項(散布に関する事前の周囲への周知、飛散防止のた めの天候や時間帯に関する配慮)などの遵守に努め住民の健康に被害を及ぼすことのないように最大限配慮するようにしてください。

★注意事項

- 1. 「特別」の防除は、前年に発生が多かった園・発生が予想される園で実施する。
- 2. 冬期間の野ソ対策を万全に実施する。ヤソヂオン(200~300g/10a)を手まきする。
- 3. 農薬散布は原則として、暑い日を避け、涼しい朝夕に行うこと。
- 4. 生育に遅れが見られる場合は、防除暦の生育ステージに合わせて散布を行うと散布間隔があいてしまうため、散布間隔(日数)を優先して薬剤散布を行う。
- 5. 次回散布予定日に降雨が予想される場合は、散布を延期せず降雨前に散布する。
- 6. 連日降雨が続く場合は、日中でも露がきれた時点で高温に注意し、薬剤散布を行う。
- 7. 散布後に連続的な降雨や強い降雨があった場合は、薬液が流され残効が短くなるため、散布間隔を短くする。
- 8. べと病、灰色かび病対策として、園地内の通風を良くし、樹冠内部まで薬剤を丁寧に散布すること。